

市労連（教育委員会）は、11月8日、「2023年賃金確定・年末一時金闘争」の第2回団体交渉を開催し、市側から給与改定等について以下のとおり回答が行われました。

- ・大阪市人事委員会の勧告どおり、**公民較差3782円（0.95%）を解消するために行政職給料表等を引き上げる**
- ・一時金については、**0.10月分を引き上げ、年間4.50月分に改定。なお、今年度については、12月期の期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる。**
- ・実施時期について、給料表の改定は、**2023年4月1日に遡及し、12月18日の給与支給日に差額支給を行う。**一時金については、**12月8日に支給。**

なお、交渉の概要は以下のとおりです。

組・・・市労連 市・・・大阪市

市：はじめに、給料表の改定内容について、概略を申し上げる。今年度の公民較差に関する給与改定については、人事委員会からの勧告どおり、**公民較差0.95%を解消するための行政職給料表の引き上げを令和5年4月1日に遡及して実施する。**その他の給料表の改定については、技能労務職給料表も含め、同様の取扱いとする。なお、**号給増設部分の改定については、実施日と同じく令和6年4月1日とする。**

詳細な給料表の改定内容はお配りした資料に記載しているが、要点を申し上げますと、行政職給料表については、今年度の公民較差は3,782円であるので、管理職手当及び地域手当へのはね返し分を除いた3,175円が全体の平均改定額になるよう改定を実施することとなる。

内容については、人事委員会勧告を踏まえ、大学卒初任給を7,500円、高校卒初任給を8,500円引上げ、30歳台までの職員に対して適用される級及び号給は40歳台以上の職員よりも高い改定率で改定し、40歳台以上の職員に対して適用される級及び号給については定率を基本として改定を行うこととする。

各給料表に共通する事項として、再任用職員の給料月額、各級の平均改定率で改定することとしている。この間の給料表の切り替えによる経過措置や転任等による現給保障の適用を受けている場合は、他の職員との均衡を考慮して改定を実施することとする。

会計年度任用職員に係る給与改定の実施時期について、12月の期末手当の支給対象となる会計年度任用職員については、常勤職員の給与の改定の実施時期と同様に取り扱うこととする。本年度については、令和5年4月1日に遡及して実施することとなる。ただし、12月期の期末手当の支給対象とならない職員については、令和5年12月1日から実施する。

教育職給料表の改定内容について、概略を申し上げます。

幼稚園に勤務する教員以外に適用される「教育職給料表(1)及び(2)」については、人事委員会からの勧告どおり、行政職給料表との均衡を基本とし、同様の取扱いとする。

月例給・一時金ともに人事委員会勧告どおりの実施を勝ち取る！

年末一時金の支給は12月8日、差額については12月18日に精算！

また、幼稚園に勤務する教員に適用される「教育職給料表(3)」については、国において給与水準を上げるための方策がとられていること、他の給料表の改定状況や人材確保の観点から他都市の状況も十分考慮して対処する必要がある、と人事委員会から勧告がなされたことから、**他の本市教職員と同様の取扱いとする。**

改定内容については、改定前の平均給与月額に改定率0.95%を乗じて算出した金額から、管理職手当、地域手当及び教職調整額へのはね返し分を除いた、教育職給料表(2)では3,194円、教育職給料表(3)では2,888円が各々の給料表の平均改定額となるよう改定を実施する。

いずれの教育職給料表においても、大学卒初任給を7,500円引上げ、30歳台の職員に適用される級及び号給まで改定率を逡減させ、30歳台より上の職員に適用される級及び号給においては定率を基本として改定を行うこととする。

また、幼稚園教育職給料表（現 教育職給料表(3)）への切り替えによる経過措置の適用を受けている場合も、他の教職員との均衡を考慮して改定を実施することとする。

なお、再任用教員の給料月額についても、行政職給料表と同様に各級の平均改定率で改定することとしている。

続いて、期末勤勉手当である。

期末・勤勉手当については、人事委員会勧告を踏まえ、再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員については、年間で0.1月分を引き上げて4.5月分に改定し、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、来年度以降は6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ均等に引き上げることとする。

再任用職員については、年間で0.05月分引き上げて2.35月分に改定し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、来年度以降は、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分ずつ均等に引き上げることとする。

会計年度任用職員については、期末手当を年間で0.1月分を引き上げて2.6月分に改定し、本年度については12月期を0.1月分引き上げ、来年度以降については、勤勉手当の支給に伴い、期末・勤勉手当ともに本務職員と同様となる。

次に**支給日**についてであるが、**12月8日、金曜日とする。**

以上が年末手当についての私どもとしての精一杯の回答であるのでよろしく願います。

ここまでが人事委員会勧告実施に伴う給与改定の内容であるが、これらに伴う**差額支給は、12月18日の給与支給日に行いたい。**

以上、人事委員会勧告の実施及び年内の清算並びに給与反映の改正を実施するに当たって、早急に決着すべき事項について、これまでの協議内容を踏まえた市側の考え方を申し上げた。

冒頭述べたとおり、今後の手続きを考慮すると、ぎりぎりの日程となっており、皆様方にはご判断をいただきたいと考えているので、何卒よろしく願いたい。

組：ただいま、「2023年賃金確定要求」のうち給与改定及び年末一時金に関する回答が総務局より示されたところである。

市労連として、10月12日の第1回団体交渉の申し入れ以降、第1回小委員会交渉において、人事委員会より勧告された公民較差を踏まえ、組合員の期待も大きいことから、給料表及び一時金の早急な引き上げ改定実施を強く求めてきたところである。

その際、市側は勧告内容及び国や他都市の状況等を慎重に検討するとの解答にとどまり、大阪市としての方向性を示さないまま、この間の経過に基づき事務折衝において給料表作成に関する協議を行ってきた。

そのような中、11月1日の第2回小委員会交渉において、人事委員会勧告の内容を踏まえた大阪市としての基本的な考え方が示され、さらに本日段階で、市側回答が示されたところではあるが、人事委員会の勧告時期に問題があるにせよ、給与改定及び年末一時金の交渉と十分な協議に要する期間が短くなった点についてまず指摘しておく。

その上で、**市側回答についてであるが、人事委員会勧告に基づき、給料表等を2023年4月1日に遡及して引き上げ、期末・勤勉手当についても、年間4.50月として本年度の12月期より引き上げることが示された。また、12月18日の給与支給日に差額支給を行うことも明らかにされた。**

市労連として、今回の給料表改定については、人事委員会の勧告に基づいた改定ではあるものの、これまでの交渉を積み上げてきた結果であると認識している。また、結果として、全年齢層にかかる給与改定となったものの、改定原資の配分は労使協議で決定していくことであり、給与改定の手法に関することも含めて、今後の課題として協議が必要と考えている。

また、会計年度任用職員について、期末手当支給対象者のみではあるが4月に遡及して引き上げ改定としたことは、正規職員との均衡を確保する観点からも当然のこととして受け止める。さらに一時金について、0.10月分を期末手当で引き上げるとしたことは、この間の市労連の指摘を踏まえたものと認識している。

市労連として、早急に条例改正が必要な給与改定及び一時金に関する事項について、本日示された内容は満足のいくものとは言い難い点もあるが、市側回答を基本的に了解し、各単組討議に付すこととする。その上で、各単組の機関判断を行い改めて回答することとするが、他の要求項目についても、組合員の勤務労働条件にかかわる重大な事項であることから、引き続き、総務局として課題の解消に向け、誠意ある交渉・協議を行うことを求めておく。

市：賃金確定要求においては、給与改定に関する項目以外にも、勤務労働条件にかかわる事項について多岐にわたって要求をいただいている。

引き続き協議し、合意に向けて誠実に対応してまいりたいので、よろしく願います。

裏面に「行政職給料表」、No.2に「教育職給料表」と「期末手当および勤勉手当の支給月数について」を掲載しています。

行政職給料表 1 級

号給	現行	改定後	号給	現行	改定後
1	1449	1534	46	2065	2131
2	1458	1543	47	2080	2145
3	1467	1552	48	2095	2159
4	1476	1561	49	2110	2174
5	1484	1569	50	2123	2186
6	1493	1578	51	2136	2198
7	1502	1587	52	2149	2210
8	1511	1596	53	2161	2222
9	1520	1605	54	2173	2233
10	1531	1616	55	2185	2244
11	1542	1627	56	2198	2255
12	1550	1632	57	2210	2267
13	1560	1642	58	2220	2276
14	1570	1652	59	2230	2285
15	1581	1663	60	2240	2294
16	1590	1672	61	2250	2303
17	1601	1681	62	2258	2310
18	1616	1695	63	2266	2317
19	1631	1709	64	2275	2324
20	1647	1724	65	2283	2331
21	1661	1738	66	2289	2337
22	1676	1753	67	2295	2343
23	1691	1768	68	2301	2349
24	1706	1783	69	2304	2356
25	1722	1797	70	2309	2362
26	1739	1814	71	2314	2368
27	1756	1831	72	2319	2374
28	1773	1848	73	2323	2380
29	1789	1864	74	2328	2386
30	1807	1882	75	2334	2392
31	1825	1900	76	2338	2398
32	1843	1918	77	2341	2403
33	1869	1942	78	2344	2406
34	1885	1958	79	2347	2409
35	1899	1972	80	2349	2411
36	1914	1987	81	2351	2413
37	1930	2002	82	2354	2416
38	1945	2017	83	2357	2419
39	1960	2032	84	2359	2421
40	1975	2047	85	2361	2423
41	1990	2060	86	2364	2426
42	2005	2074	87	2367	2429
43	2020	2088	88	2369	2431
44	2035	2102	89	2371	2433
45	2050	2117	90		2436

(単位：百円)

行政職給料表 2 級

号給	現行	改定後	号給	現行	改定後
1	1722	1797	46	2574	2624
2	1739	1814	47	2591	2640
3	1757	1832	48	2610	2657
4	1775	1850	49	2625	2672
5	1791	1866	50	2642	2688
6	1811	1885	51	2659	2704
7	1831	1904	52	2677	2720
8	1851	1924	53	2693	2736
9	1869	1942	54	2710	2752
10	1889	1961	55	2727	2768
11	1909	1980	56	2745	2784
12	1929	2000	57	2761	2799
13	1947	2018	58	2778	2815
14	1967	2037	59	2795	2831
15	1987	2056	60	2813	2847
16	2007	2076	61	2829	2862
17	2025	2094	62	2846	2878
18	2045	2113	63	2863	2894
19	2065	2133	64	2881	2910
20	2085	2153	65	2897	2925
21	2103	2171	66	2914	2941
22	2123	2190	67	2932	2957
23	2143	2210	68	2949	2973
24	2163	2230	69	2965	2988
25	2181	2248	70	2982	3004
26	2201	2267	71	2999	3020
27	2221	2286	72	3016	3036
28	2241	2306	73	3032	3051
29	2260	2325	74	3049	3067
30	2280	2344	75	3066	3083
31	2300	2363	76	3083	3099
32	2320	2383	77	3099	3114
33	2339	2402	78		3117
34	2362	2422	79		3120
35	2387	2447	80		3122
36	2403	2463	81		3124
37	2419	2479	82		3127
38	2438	2495	83		3130
39	2455	2511	84		3132
40	2473	2528	85		3134
41	2489	2544			
42	2506	2560			
43	2523	2576			
44	2541	2592			
45	2557	2608			

行政職給料表 3 級

号給	現行	改定後	号給	現行	改定後
1	2282	2348	46	3082	3104
2	2299	2364	47	3105	3124
3	2317	2380	48	3126	3144
4	2334	2396	49	3146	3164
5	2351	2413	50	3167	3184
6	2368	2430	51	3188	3204
7	2386	2447	52	3208	3224
8	2403	2464	53	3228	3244
9	2420	2479	54	3249	3264
10	2437	2496	55	3269	3284
11	2455	2513	56	3289	3304
12	2472	2530	57	3309	3324
13	2489	2545	58	3328	3343
14	2506	2562	59	3347	3362
15	2524	2579	60	3367	3382
16	2542	2596	61	3386	3401
17	2558	2611	62	3401	3416
18	2575	2628	63	3416	3431
19	2593	2645	64	3431	3446
20	2611	2662	65	3444	3459
21	2627	2677	66	3454	3469
22	2645	2694	67	3464	3479
23	2663	2711	68	3474	3489
24	2681	2728	69	3483	3498
25	2697	2743	70	3486	3501
26	2715	2760	71	3489	3504
27	2733	2777	72	3491	3506
28	2751	2794	73	3493	3508
29	2767	2809	74	3496	3511
30	2785	2826	75	3499	3514
31	2803	2843	76	3501	3516
32	2821	2860	77	3503	3518
33	2838	2876	78		3521
34	2856	2893	79		3524
35	2874	2910	80		3526
36	2892	2927	81		3528
37	2909	2943	82		3531
38	2927	2960	83		3534
39	2945	2977	84		3536
40	2963	2994	85		3538
41	2980	3010			
42	3001	3029			
43	3022	3048			
44	3042	3067			
45	3061	3084			

行政職給料表 4 級

号給	現行	改定後	号給	現行	改定後
1	2700	2746	46	3523	3538
2	2718	2763	47	3533	3548
3	2736	2780	48	3544	3559
4	2754	2797	49	3554	3569
5	2770	2813	50	3564	3579
6	2788	2830	51	3574	3589
7	2806	2847	52	3584	3599
8	2824	2864	53	3595	3610
9	2841	2880	54	3605	3620
10	2860	2899	55	3615	3630
11	2880	2918	56	3625	3640
12	2900	2937	57	3636	3651
13	2918	2954	58	3646	3661
14	2937	2973	59	3656	3671
15	2957	2992	60	3666	3681
16	2977	3011	61	3676	3691
17	2995	3028	62	3686	3701
18	3015	3047	63	3696	3711
19	3035	3066	64	3707	3722
20	3055	3085	65	3715	3730
21	3074	3102	66	3724	3739
22	3095	3121	67	3733	3748
23	3115	3140	68	3742	3757
24	3135	3159	69	3751	3766
25	3154	3177	70	3756	3771
26	3175	3196	71	3761	3776
27	3195	3215	72	3767	3782
28	3215	3234	73	3772	3787
29	3234	3253	74	3775	3790
30	3255	3273	75	3778	3793
31	3275	3293	76	3781	3796
32	3295	3313	77	3783	3798
33	3315	3331	78	3786	3801
34	3335	3351	79	3789	3804
35	3356	3371	80	3792	3807
36	3376	3391	81	3794	3809
37	3396	3411	82		3812
38	3415	3430	83		3815
39	3433	3448	84		3817
40	3451	3466	85		3819
41	3468	3483	86		3822
42	3479	3494	87		3825
43	3490	3505	88		3827
44	3502	3517	89		3829
45	3513	3528			

行政職給料表 5 級

号給	現行	改定後	号給	現行	改定後
1	3452	3467	28	4032	4048
2	3476	3491	29	4047	4063
3	3499	3514	30	4063	4079
4	3522	3537	31	4078	4094
5	3544	3559	32	4092	4108
6	3567	3582	33	4106	4122
7	3590	3605	34	4118	4135
8	3614	3629	35	4130	4147
9	3637	3652	36	4143	4160
10	3660	3675	37	4155	4172
11	3684	3699	38	4166	4183
12	3707	3722	39	4176	4193
13	3730	3745	40	4186	4203
14	3754	3769	41	4197	4214
15	3777	3792	42	4201	4218
16	3800	3815	43	4206	4223
17	3823	3838	44	4211	4228
18	3845	3860	45	4214	4231
19	3867	3883	46		4234
20	3889	3905	47		4237
21	3912	3928	48		4239
22	3931	3947	49		4241
23	3950	3966	50		4244
24	3970	3986	51		4247
25	3986	4002	52		4249
26	4001	4017	53		4251
27	4016	4032			

再任用職員の給与月額

職務の級	現行	改定額	改定後
1 級	168,300	6,600	174,900
2 級	224,300	5,200	229,500
3 級	245,200	2,000	247,200
4 級	265,600	1,200	266,800
5 級	294,700	1,200	295,900

(単位：円)